

景観形成基準との適合チェックリスト

景観区域	☐	一般区域	☒	道路景観軸	☒	河川景観軸	☐	東部景観区域	☐	景観重点区域
------	--------------------------	------	-------------------------------------	-------	-------------------------------------	-------	--------------------------	--------	--------------------------	--------

景観形成区域	☒ 道路景観軸の景観形成の方針
	☐ 国道1号・170号沿道区域：沿道の緑と沿道施設の総合的な景観形成・道路景観に変化を与える節目の修景と眺望の活用
	☐ 第二京阪道路沿道区域：山なみへの眺望とみどりの連続性の確保・交通結節点における良好なランドマークの形成
	☒ 河川景観軸の景観形成の方針
	☐ 淀川沿岸区域：枚方を象徴する「母なる川」としての自然景観の保全・市民が身近に親しめる河川空間の形成・河川に沿った斜面林の展望を活かした景観形成
	☐ 穂谷川沿岸区域：穂谷川を軸とした自然・歴史文化・スポーツレクリエーション空間をつなぐネットワークの形成・生物が生息する空間（ビオトープ）の保全と創造
	☐ 天野川沿岸区域：自然と親しみ人々が出会える場の創造・河川と一体となったまちづくり・後背地の田園や斜面林と北摂・生駒への眺望を楽しめる場の整備
☐ 東部景観区域の景観形成の方針	
☐ 東部景観区域：生駒の山なみと調和したまちづくりの推進・枚方を代表する豊かな自然環境の保全と自然との交流空間の整備・地域の骨格となる道路整備に伴う沿道景観の形成	
☐ 景観重点区域の景観形成の方針	
☐ 枚方宿区域：街道沿いの歴史的景観に配慮した良好な生活環境の維持、景観の保全・創造並びに商業機能の充実（別途景観重点区域の景観形成基準等との適合チェックリストの作成が必要）	

（該当する項目にチェックし、基準に適合する場合は配慮した内容を、基準に不適合の場合はその理由を記入してください）

景観形成基準		チェック項目	基準に適合	基準に不適合	届出者・設計者等の意見		
建築物等 これに 附属する ものの 配置 建築物 （工作物） の外観	建築物及びこれに附属するものの配置	《屋外に設置するもの》					
		☒ 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	駐車場・駐輪場・ごみ置場等が敷地の外から見える所がないか → 見える場合、植栽等による修景、建築物・塀等との一体化など、見苦しくない工夫をしているか	☐ 見える所がない ☐ 工夫している		☐ 見える所にある ☐ 特に工夫していない	
		《外壁に設置するもの》					
		☒ ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	ダクト類が敷地の外から見えにくい位置にあるか → 見える場合、建築物との一体化など、見苦しくない工夫をしているか	☐ 見えにくい ☐ 工夫している			☐ 見える ☐ 特に工夫していない
		☒ 屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	屋外階段は、建築物との一体化などにより、見苦しくない工夫をしているか	☐ 工夫している			☐ 特に工夫していない
		☒ エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。	エアコン室外機、物干金物等が敷地の外から見えにくい位置にあるか → 見える場合、見苦しくない工夫をしているか	☐ 見えにくい ☐ 工夫している			☐ 見える ☐ 特に工夫していない
	建築物（工作物）の外観	《屋上に設置するもの》					
		☒ 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	高架水槽や屋上設備が敷地の外から見ええないか → 見える場合、ルーバーの設置や建築物との一体化などにより見苦しくない工夫をしているか	☐ 見える所がない ☐ 工夫している		☐ 見える所にある ☐ 特に工夫していない	
		☒ 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	屋上工作物、塔屋などは、建築物と一体化するなど、見苦しくない工夫をしているか	☐ 工夫している		☐ 特に工夫していない	
		《色彩》					
		☒ 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとし ない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	外壁や屋根等の基調となる色彩が基準を超えていないか 色彩基準を超えていないか ①R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下 ③その他の色相の場合、彩度2以下 サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか ①サブカラー：3分の1以下 ②アクセントカラー：20分の1以下	☐ 基準を超えていない ☐ 基準面積を超えていない		☐ 基準を超えている （基準の適用除外を受けている） ☐ 基準面積を超えている （基準の適用除外を受けている）	
		《外壁》					
		☒ 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。	長大な壁面等がないか → ある場合、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮しているか	☐ ない ☐ 工夫している		☐ ある ☐ 特に工夫していない	
		《意匠》					
		☒ 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。	周辺景観になじまない著しく突出した意匠となっていないか	☐ 周辺になじんでいる		☐ 周辺になじんでいない ☐ 突出させている	

景観形成基準			チェック項目	基準に適合	基準に不適合	届出者・設計者等の意見
建築物等を含むものの基準	敷地内の緑化	■ 敷地内には、緑を適切に配置する。	敷地内や敷際を適切に緑化しているか	☐ 敷地内を緑化している	☐ 敷地内を緑化していない	
		■ 道路、河川に面する敷際には、緑を適切に配置する。		☐ 敷際を緑化している	☐ 敷際を緑化していない	
		■ 河川（堤防）に通じる道路に面する敷際には緑を適切に配置する。	周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法を検討しているか	☐ 検討している	☐ 特に検討していない	
		□ 山なみの緑に配慮し、敷際に緑を適切に配慮する。		☐ 工夫している	☐ 特に工夫していない	
		■ 緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法を検討する。				
		■ まとまりのある空地を道路側に確保し、ゆとりある歩行空間と緑化などの修景スペースの確保に工夫する。	まとまりのある空地を道路側に確保し、ゆとりある歩行空間と緑化などの修景スペースの確保に工夫しているか			